

告示

埼玉県告示第八百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六六六号	乾燥菌体肥 料	K I W O O 7	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	小岩井乳業株式会社 東京都千代田区丸の 内二丁目五番二号
埼玉県第 六四五号	混合有機質 肥料	混合有機質3号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 百五十三番地一
埼玉県第 六八三号	ごま油かす 及びその粉 末	ごま油かす	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	関東食品油脂協同組 合 埼玉県草加市柿木町 千八百十四番地三